

分権時代における今後の財政運営をどのように行うのですか。

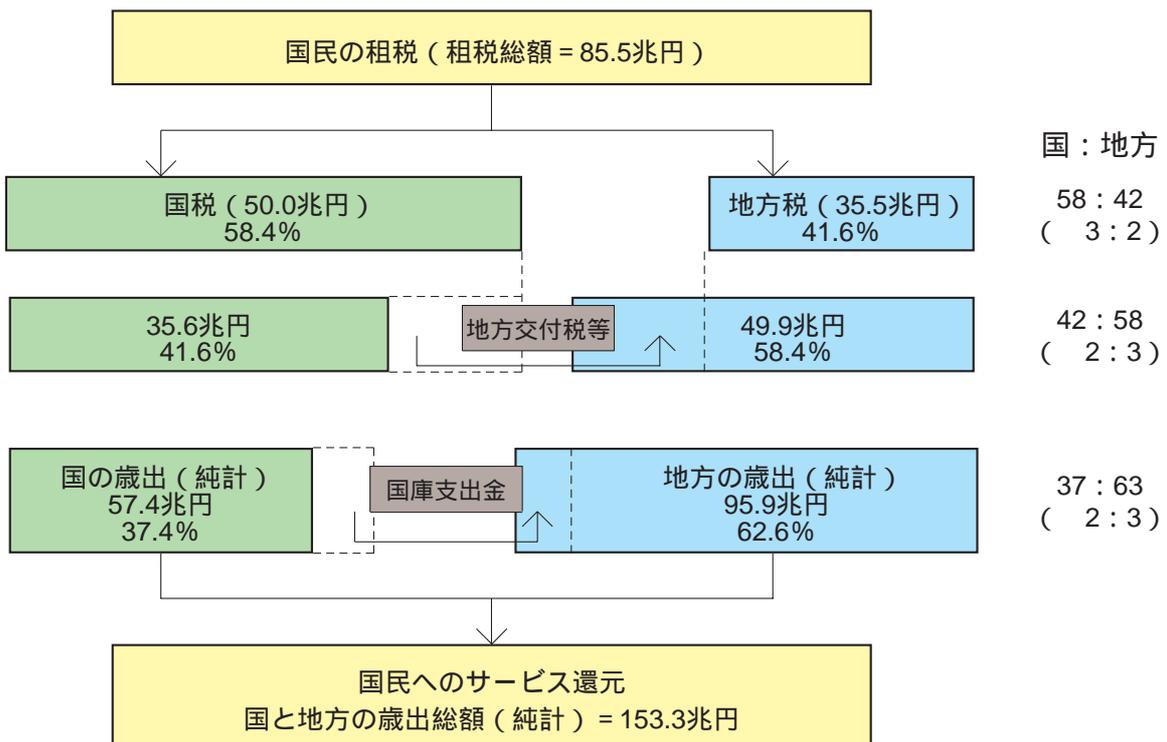
1 国から地方自治体への税源移譲の必要性

地方分権一括法の施行（平成12年4月）により、国の関与が減り地方の自主裁量の領域が拡大される一方、それぞれの地方自治体は自らの責任で地方行政を展開しなければならず、まさに行政サービスに係る地域間競争の時代に突入したと言えます。地方自らが決定し、自己責任の原則により地方分権を積極的に推進していくためには、地方税財源の充実が大きな課題です。

これは現在の国と地方を合わせた歳出のうち、約6割を地方が担っているにも関わらず、税収全体に占める地方税の割合は約4割しかないという問題が根底にあります。この乖離を出来るだけ縮小すること、すなわち国から地方への税源移譲を行い、地方自らの判断でその使い道を決定できる自主財源を充実させることが、自治体の行財政改革の推進にもつながら、分権型社会確立への近道であると考えます。

国においても、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」いわゆる「骨太の方針」第二弾の中で、「国庫補助金の縮減」、「地方交付税のスリム化」と「国から地方へ税源移譲」を三位一体で進めなければならないとの認識を示しており、県としても自立した国・県の間関係を確立するため、三位一体の改革を進めるよう積極的に働きかけていきたいと考えています。

国・地方間の財源配分（平成13年度）



2 新行財政改革大綱の策定とその具現化

(1) 行財政システム全般の見直しの必要性

このような地方分権の加速、厳しさを増す財政環境のもと、人材や財源といった限られた経営資源を有効に活用しつつ、多様な県民ニーズに対応しながら県政を展開していくには、行財政システム全般にわたる改革が必要となってきました。

そこで、従来にも増して県民本位の政策を実行するため、行財政運営全般にわたる改革指針として「コスト・スピード・サービスの質を重視した、県民の視点に立った行財政運営」を基本理念とする「新行財政改革大綱」を策定し、積極的に行財政運営の見直しを行うこととしました。

- なぜ行財政改革が必要なのか（何が変わったのか） -

1 地方分権の加速

今までは国がほとんどの施策を決定し、国の言うことを聞いていれば、財源を含めて何とかだった



これからは、県自らが施策を決定し、財源確保に努める必要がある



県民ニーズをふまえ自ら施策を考え実行する
地域競争の時代に入

2 深刻さを増す財政環境

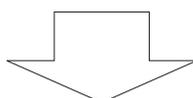
財政の中期見通しでは平成19年度には200億円の収支不足が予想される



何の手だてもしなければ、平成20年度には950億円ある基金も底をつく



限られた経営資源（人材、財源）の有効活用



新行財政改革大綱

「コスト・スピード・サービスの質を重視した、県民の視点に立った行財政運営」
【3つの基本方針】

1 県民参加の促進と県民ニーズの把握

- ・ 県民ニーズ、満足度などの的確な把握
- ・ 目標管理型の行政経営システムの導入
- ・ タテ割り行政から脱却するための政策・調整機能の強化
- ・ 政策評価等を活用した予算編成の推進

2 政策実行のための体制・運営システムの見直し

- ・ 職員定数の見直し等による経費の抑制
- ・ 本庁、出先機関、公社等外郭団体などの再編合理化
- ・ IT活用や決裁権限移譲等による業務のスピード化
- ・ 歳入・歳出全般の見直しによる財政の健全性の維持

3 組織を活性化させるための人材の育成・確保

- ・ 効果的・実践的な研修体系の構築
- ・ 職員の能力・実績に応じた評価・給与制度の検討
- ・ 民間経験者等の多様なキャリア、スキルをもつ人材の登用など

(2) 「新行財政改革大綱」における財政運営の見直し

「新行財政改革大綱」では、財政の中期見通しを踏まえ、以下の4つの観点から財政運営を見直すことにより、財政の健全性を維持することとしています。

これらを通じ、経常収支比率90%未満を維持することを目標とします。

財政運営の見直しの4つの柱

1 歳入の確保

- ・ 税収の確保（滞納整理の促進、税務調査の充実、自主課税の検討など）
- ・ 遊休財産の適正な管理・処分
- ・ 受益者負担金の見直し（使用料・手数料の見直しなど）
- ・ 社会経済情勢の変化に応じた基金の見直し（基金の統廃合など）

2 義務的経費の縮減

- ・ 知事部局の職員数の削減（10年間（平成15年度～平成24年度）で10%（400人程度、前期5%、後期5%）） 職員費の抑制
- ・ 医療費などの抑制に向けた健康づくり施策の充実 扶助費の見直し
- ・ 減債基金を活用した県債の繰上償還 公債費の抑制

3 管理的経費の抑制

- ・ 内部管理事務の集約化（給与・旅費事務などの事務センター化など）
- ・ IT活用による業務効率化（電子入札、電子決裁システムの導入など）
- ・ 県有施設の長寿命化の推進と有効活用（保全管理基準や改築・改修計画の策定など）

4 投資的経費の抑制

- ・ 投資的経費：景況、雇用情勢にも配慮しつつ、国の経済対策実施前の水準（平成3年度＝1,710億円）程度に順次抑制
- ・ 公共工事のコスト縮減

(3) 新行財政改革大綱に基づいた平成15年度の主な取り組み

県民参加の促進と県民ニーズの把握

県民の視点に立った行政運営の推進

- ・ 目標管理型行政経営システムの試行
- ・ 県民ニーズ調査の実施など

縦割り行政から脱却するための政策調整機能の強化と政策の選択

- ・ 政策調整監・行政経営課（総務部）と企画調整室（各部局）の新設
- ・ 政策評価を活用した予算編成の推進

政策実行のための体制・運営システムの見直し

組織や仕組みの見直し

- ・ 部局横断的な課題に機動的に対応する組織の再編
- ・ 広報広聴機能と調査統計機能の連携強化
- ・ 消費者重視等に配慮した農林水産部の再編強化
- ・ 公の施設の総点検
- ・ 公社等の外郭団体の見直し

{	中小企業振興協会を産業創出支援機構に統合
	農業開発公社と林業公社の管理部門の統合
	道路公社の事業所統合 など

財政運営の見直し

ア 歳入の確保

- ・ 税の徴収率の向上...口座振替制度の拡充、徴収職員の勤務体制の整備
- ・ 遊休財産の処分促進
- ・ 基金の見直し（社会福祉事業振興基金を市町村合併支援資金貸付金に活用など）

イ 職員費の抑制

職員数の削減（ 50人程度に前倒し）

ウ 管理的経費の抑制

- ・ IT活用による業務の効率化

{	事務センター（集中管理）化のためのシステム整備
	電子文書管理・電子決裁システムの構築
	公共事業総合情報システム（電子入札等）の構築等
- ・ 環境ISOの認証取得（平成16年3月）による省エネ・省資源の推進
- ・ 県有施設の見直し 東京ビジネスサテライトの石川県紀尾井会館への移転
公共育成牧場の再編

エ 投資的経費の効率化

- ・ 本県独自の整備水準に基づく整備の推進（「1.5車線」的道路整備）
- ・ 公共事業の事前評価に基づく新規事業箇所の重点化（予算の重点配分）

組織活性化のための人材の育成・確保

- ・ 研修体系の見直し

{	必須研修（吏員1部・2部研修、係長研修）に選択制を導入
	新規研修項目の拡充（ニューパブリックマネジメント研修、タイムマネジメント研修等）

「ふるさといしかわ債」
(県民参加型ミニ公募債)
を発行しました!!

さる2月5日に県民参加型ミニ公募債「第1回ふるさといしかわ債」を発行しました。

「ふるさといしかわ債」は、県債がどのような事業の財源に使われているかを明確にした上で、県民の皆様にご購入いただくことにより、県の事業に関心を持っていただき、県政への参加を推進するとともに資金調達が多様化を図ることを目的としています。

第1回は、いしかわの未来を担う子供たちの教育の場であり、県民の皆様にも身近な施設である県立学校の整備を対象とし、10億円（1口10万円で1人10口まで）を発行しました。年利0.28%（5年満期一括償還）と国債よりも有利な条件もあって、おかげさまで即日完売となりました。

今後も発行していく予定ですので、その際には「ふるさといしかわ債」の購入を通じて郷土いしかわのふるさとづくりに積極的にご参加下さい。

